


## あなたの出したゴミ、残されていませんか？

最近、町内のゴミステーションでは、適切な分別がされずに排出されたゴミや資源物が、回収されずに残されているケースが増えています。

分別が不適正なゴミは収集業者が不適正排出と判断し、回収せず残していきます。朝、ステーションに出したゴミ、ちゃんと回収されたか確認したことはありますか？ステーションを管理している地域の方が、回収されなかったゴミで大変迷惑しています。

家庭ゴミの分け方・出し方のルールは、次のとおりです。

- ① 燃やすごみ・燃やさないごみは余市町指定のごみ袋（有料）に入れてステーションへ排出する。
- ② 燃やすごみ・燃やさないごみは収集日の朝8時30分、資源物は収集日の朝9時までにステーションへ排出する。
- ③ の表記があり、汚れていないものは資源物（プラスチック製容器包装類）として排出できる。
- ④ 資源物は収集曜日や出し方が書かれた看板が立つステーションへ排出する。
- ⑤ プラスチック製容器包装類は透明・半透明の袋に、ペットボトルは備え付けの網に入れ排出する。
- ⑥ 自分が排出したゴミが回収されたかを確認する。
- ⑦ 事業所から排出されるゴミは、区会内のステーションへは排出できない。

ゴミの分け方・出し方が不十分で、収集時に分別が不適正と判断され残された袋には、回収できない理由が書かれたシールが貼られます。自分の出したゴミが残された場合は一度持ちかえり、再度正しく分別して次回収集日に排出しましょう。なお、排出ルール・詳しい分別については町発行の冊子、『家庭ごみの「分け方・出し方」』を今一度ご確認ください。

また、限られた資源を大切にするため、資源物として排出できるものは、**きれいに洗淨し**資源物として排出をお願いします。

※冊子をお持ちでない方は環境対策課窓口で無料配布しています。また町ホームページで同一内容をダウンロードできますのでご確認ください。



悪質な不適正排出は、不法投棄として法律により厳しく罰せられます（5年以下の懲役、1000万円以下の罰金）。いま一度、適切な分別ができていますかご確認ください。

◆問合せ 環境対策課 ☎21-2118

## ○●犬・猫の飼い主の皆様へ●○

最近、犬や猫の飼育に関するご近所同士のトラブルが発生しています。犬や猫を飼育する場合は、ルール・マナーを守って次のことに注意し、住み良いまちづくりにご協力をお願いします。

### ●犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう。

生後91日以上すべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。

・「登録」は犬の生涯に1度必要です。役場環境対策課窓口で申請しましょう。登録時に鑑札・犬門票を交付します。

・「狂犬病予防注射」は1年に1回必要です。集合予防注射（春・秋に実施）、または動物病院で受けましょう。注射済票を交付します。

※交付された鑑札・注射済票は首輪等に着けて万一迷子になった場合に備え、犬門票は飼育場所に掲示しましょう。また、登録犬の死亡や、所在地、所有者に変更があった時は必ず届出を行ないましょう。

※例年5月に実施している集合予防注射（春）について、本年度は6月を予定しておりますので、実施日が決まりましたら、文書・広報等でお知らせします。

### ●犬のけい留をしっかりしましょう。

犬の放し飼いは、条例で禁止されています。他人に恐怖心をあたえたり、咬みつきの事故を起こしたり、迷子、交通事故等の原因とならないよう、犬のけい留をしっかりして事故の防止に努めましょう。

### ●フンの後始末をしましょう。

犬が散歩時にフンをした場合、飼い主は必ずビニール袋等に入れてフンを持ち帰り、責任をもって処理をしましょう。

### ●野良猫へのエサやりはやめましょう。

飼い主のいない猫（野良猫）に敷地内でフンや尿をされて迷惑しているなどの苦情や相談が多数寄せられています。野良猫にエサやりしている人は、実質的な飼い主となり、その猫に対し、一定程度の責任が生じます。野良猫へのエサやりは、絶対にやめましょう。

### ●猫は室内で飼いましょう。

猫を外に出すと飼い主には行動が分かりません。飼い主の目の届かないところで、フンや尿などで近隣の住民に迷惑をかけ、トラブルになるケースが多く見受けられます。猫は室内で飼いましょう。

◆問合せ 環境対策課 ☎21-2118